

法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 法人税法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(附則第6条～第8条、第12条関係)
- 2 この省令は、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)